

【資料】11/22公表の実施方針等に対する質問回答(第1回)の補足

No	資料名	タイトル	該当箇所				タイトル	質問	11/22 回答	補足		
			頁	第	項	サ						
55	実施方針		9	第2	3	(1)	サ	「建設業法……による営業停止の処分」と有りますが、同処分の対象区域は近畿地方整備局管内と考えてよろしいでしょうか。	ご質問の営業停止処分の範囲が近畿地方整備局管内以外の場合でも、大阪府建設工事等指名停止要綱別表の建設業法違反に該当するため、実施方針9頁、第2の3(2)シの規程により、入札参加資格を満たさないこととなります。	実施方針9頁、第2の3(2)サにつきましては、お示しのとおり、営業停止処分の対象は当該事業区域での処分と考えています。また、実施方針9頁、第2の3(2)シにつきましては、前段は大阪府の建設工事指名競争入札参加資格登録業者を対象とし、後段はそれ以外の業者を対象としております。なお、1度指名停止措置のあった事案について、後日、同事案で営業停止などの処分を受けた場合には、「一事不再理の原則」により再度指名停止措置を受けることはありません。		
73	実施方針	入札書類の受付日以降の取り扱い	13	第2	3	(4)	イ	入札書類の受付日以降の取り扱い	「落札者の決定の翌日から事業契約締結の日までに入札参加者等が入札参加資格を満たさなくなった場合は、病院機構の裁量により、事業契約を締結せず又は基本協定の解除を行うことがある。」との記載があります。大阪府様が発注者となる近時のPFI事業において、「PFI事業者の責めに帰すべき事由により事業契約が締結されない場合は、総事業費の2%の違約金をPFI事業者は支払わなければならない。」との趣旨の規定が入札説明書等に記載されております。本事業は大阪府様の発注事業ではございませんが、同様の違約金を設定されるお考えでしょうか。本事業は、事業規模が大きく、且つ、入札参加者(入札グループの構成員や協力企業)の失格のリスク(=事業契約を締結できないことによる違約金負担リスク)の存在を考慮しますと、入札への参加意思を決定する際の大きな課題	「落札者の決定の翌日から事業契約締結の日までに入札参加者等が入札参加資格を満たさなくなった場合は、病院機構の裁量により、事業契約を締結せず又は基本協定の解除を行うことがある。」との記載があります。大阪府様が発注者となる近時のPFI事業において、「PFI事業者の責めに帰すべき事由により事業契約が締結されない場合は、総事業費の2%の違約金をPFI事業者は支払わなければならない。」との趣旨の規定が入札説明書等に記載されております。本事業は大阪府様の発注事業ではございませんが、同様の違約金を設定されるお考えでしょうか。本事業は、事業規模が大きく、且つ、入札参加者(入札グループの構成員や協力企業)の失格のリスク(=事業契約を締結できないことによる違約金負担リスク)の存在を考慮しますと、入札への参加意思を決定する際の大きな課題	違約金の取り扱いについては現在検討中です。後日公表する事業契約書(案)等に示します。	基本協定書の締結の日から事業契約書の締結の日までの間の違約金の取扱いについては、基本協定書案に示すとおりです。落札者の決定の翌日から基本協定書の締結の日までの取り扱いにつきましても、同様の扱いとします。
74	実施方針	入札書類の受付日以降の取り扱い	13	第2	3	(4)	イ	入札書類の受付日以降の取り扱い	イの「落札者の決定の翌日から…事業契約を締結せず又は基本協定の解除を行うことがある」とありますが、この場合、府が過去に実施した他のPFI事業同様に、当該者には違約金等の支払い義務が発生するスキームを御検討されているのでしょうか。	イの「落札者の決定の翌日から…事業契約を締結せず又は基本協定の解除を行うことがある」とありますが、この場合、府が過去に実施した他のPFI事業同様に、当該者には違約金等の支払い義務が発生するスキームを御検討されているのでしょうか。		
144	業務要求水準書(案)	売店運営業務	83	第4	2	(2)		売店運営業務	本事業は事業期間が15年以上と長期に及ぶため、売店運営の継続採算性については事業者には大きなリスクが伴います。事業期間中の運営継続の可否、実施日・実施時間等については病院機構と協議の上、柔軟に対応していただけるとの理解でよろしいでしょうか。	後日公表する事業契約書(案)等に示します。	売店運営業務は、病院関係者、来院者などの利便性のみならず、入院患者の社会復帰の訓練の役割を果たす重要な業務と位置づけておりますので、患者に喜ばれる将来を見据えた店舗運営をご提案ください。	